

平成30年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	大王地域福祉センター「ゆうゆう苑」	所在地	志摩市大王町波切3243番地1
指定管理者名	志摩市社会福祉協議会	指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日
設置目的	市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため		
業務内容	志摩市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する事業 志摩市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第6条に規定する指定管理者業務		
施設概要	地域福祉センター（地域で支援が必要な在宅の高齢者、障害者などを把握し、在宅生活に関する困りごとの相談及び保健、福祉などの各種サービスが総合的に受けられるための支援を行なう。）		
職員体制	・正職員＝12名、・契約職員＝7名、・パート職員＝22名、 合計41名		
施設所管課名	健康福祉部 地域福祉課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)
事業収支	収入	指定管理料			
	利用料金				
	その他	80,382,982	78,851,832	69,423,173	-9,428,659
	計(a)	80,382,982	78,851,832	69,423,173	-9,428,659
事業収支	支出	人件費	53,844,705	53,393,509	56,768,344
		管理運営費	13,127,528	16,066,375	16,984,652
		その他			
		計(b)	66,972,233	69,459,884	73,752,996
	収支差引額(a-b)	13,410,749	9,391,948	-4,329,823	-13,721,771

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	収入の約1000万円減少については、通所介護事業の介護報酬収入の減少が主な理由であると考えられる。
----------------------------------	---

3 総合評価

指定管理者	市
地域住民の活動の拠点としての機能や役割を十分に果たせたのではないかと思われる。また、志摩市地域福祉センターの管理運営に関する協定書に則り、適切な管理運営が行なえたと評価できる。	<p>志摩市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づき、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚という目的のため、適切な運営が行われていた。</p> <p>経営状態については、本施設は設置の目的および性質から収益を重視するべきものでは無く、そのうえで経営努力により地域福祉センター全体で黒字となっており、問題はないと思われる。</p> <p>また、通所介護サービスの利用者に対してアンケート調査を実施したほか、日頃から利用者の意見があれば随時対応しており、利用者のニーズ把握とサービスの質の向上に取り組んでいる。</p> <p>総評として、志摩市地域福祉センターの管理運営に関する協定書に則り、適切に管理運営がなされている。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
業務運営項目	評価内容	指定管理者		市	
		判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針を理解していたか。	A	施設の目的や基本方針について事業計画書にも記載があり、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の管理運営を通じて、施設の設置目的は達成されたか。	A	施設の利用者数・運営状況から施設の設置目的は達成できたと思われる。
	③運営状況	A	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の運営が行われたか。	A	事業計画書とおりの供用日数・時間を達成した。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。	A	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も特に問題は見られなかった。
	⑤意思疎通	A	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	A	定期的な連絡は無いが、設備点検や運営について共有すべき事柄が生じた際は連絡を受けた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	B	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	A	定期的に点検・整備を行っており、各種記録等も適切に整備・管理されている。
	⑦使用許可等	A	使用許可等申請が適正に行われていたか。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行った。
	⑧利用料金等の徴収状況	N	徴収、減免、還付等は帳簿等が作成され、適正に行われていたか。	N	利用料は徴収していない。
	⑨個人情報	A	個人情報の取扱いが適正になされていたか。	A	個人情報の取扱いが適切になっていた。
	⑩法令遵守	A	関係法令を遵守していたか。	A	法令違反は見られなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	利用者のニーズを把握したうえで、ニーズに応じた自主事業を実施した。	A	利用者のニーズを把握したうえで施設の目的に沿う形で自主事業が実施されていた。
	②利用者の平等な利用	A	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行ったか。	A	サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	すべての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	A	関係団体や利用者への案内を行うとともに、ホームページでの周知も行われており、適切な利用情報の提供が行われていた。
	④非常時・緊急時の対応	B	緊急時のマニュアルが整備され、従業員訓練の実施や事故発生時・緊急時の対応は適切か。	A	運営規定に緊急時の対策が記載されており、避難所運営の研修や避難訓練も実施されており、対応は適切であると考える。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	苦情への対応について、迅速かつ適切に対応・記録できる体制が整っていた。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていた。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	職員会議できちんと事業の評価がなされており、その結果を反映させた事業計画が策定できている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	建物・設備・植栽等が適切に管理され、安全性の確保、良好な機能及び美観の保持がされていたか。	A	建物・設備等の管理は日常から適切になされており、機能および美観の維持がなされていた。
	②備品の管理	B	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	B	備品台帳に基づき適切に点検が行われているが、点検の結果、一部の古い備品については現品確認が取れていないものもあり、台帳の更新が必要である。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	備品・設備の点検が定期的になされており、適切に管理されていた。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目			評価			
業務運営項目		評価の基準	指定管理者		市	
		判定	評価理由		判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	点検によって異常が認められた場合は、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じ、その内容を記録させたか。	A	協定書で定められた額未満の修繕は速やかに実施した。市の予算にて行う修繕が必要な場合は遅滞なく所管課に連絡し調整を行った。内容もきちんと記録した。	A	協定書に基づき迅速かつ適切に対応がなされていた。
	⑤清掃業務	清掃が適切に行われ、施設・備品・器具等が清潔な状態に保たれていたか。	A	営業日には必ず掃除を実施しており、清潔な状態を保つよう努めた。	A	設備・備品・器具等が清潔な状態に保たれていた。
	⑥防犯体制	鍵の管理及び防犯に対する対策・対応は適切だったか。	A	鍵の管理は、管理職員や事業担当職員が行ない、終業前に必ず施錠の確認を行なった。	A	鍵の管理、施錠確認は厳重かつ適切に行われていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	会計帳簿の整備、伝票や領収書等の書類の整備・保管、現金の取扱いが適切になされているか。	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類もきちんと保管している。普段の会計処理は会計担当者が行い、決算については税理士に委託している。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われており、決算も税理士が行っているため問題はない。
	②公租公課に滞納はないか	国税・地方税・社会保険料等の公的債務について、履行遅滞となっていないか。	A	公租公課は納付期限までに適正に納付した。	A	適切に納付されていた。
	③適正な収支状況にあるか	収支のバランスは適正か。債務超過に陥っていないか。	A	経営努力により経営は黒字であり、経営状態は安定している。	A	地域福祉センター全体で黒字となっており、経営状態は安定している。
所管課追加項目						

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくははじまない項目である。